更木地区 地域農業マスタープラン（実質化された人・農地プラン）

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
北上市	平成24年12月	令和6年3月12日
対象地区名（地区内の集落名）		
更木		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	348.84	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	330.94	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	23.63	ha
ⅰ うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.04	ha
ⅱ うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.09	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30.44	ha
（備考）		

注1：③の「○歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、別表「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・当地域は農業法人への集約が進んでいるが、中間管理権の設定期間終了後も引き続き集約化について検討する場が求められている。
・中山間地域の水田におけるポンプ施設老朽化に伴い、今後の営農が困難になっており、土地利用を検討する必要がある。
・鳥獣による農作物への被害が増加し、今後も拡大が懸念される。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、農地の引き受け意向のある中心経営体（農事組合法人や認定農業者等）へ農地集積を進め、作業効率の向上を目指す。

中山間地域については、地域内での有効活用を今後も話合いにより検討し、地域内外の中心経営体への集積・集約を図る。

①地域の農地所有者、②農業をリタイア・経営転換する人、③相手の分散錯圃を解消するために利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付けることで、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

（1）　土地利用型農業の推進

・水稲については、生産コスト削減のため良食味多収性品種（つきあかり）や元肥一発肥料などを導入し、収益の上がる米生産に取り組む。
・麦・大豆の作付面積を拡大し産地化を進める。
・スマート農業（自動給水栓・ドローン防除など）の導入を検討する。

（2）　園芸作物等の生産振興

・多品目の園芸作物については、栽培技術の向上を図り、単収向上による複合経営の安定化を図る。

（3）　収益力向上に向けた取組(6次産業化、高付加価値化)

・桑などの地場産品を使った加工品を生かし、産直経営や農家レストランなどの6次産業化の取組を強化し、農業所得の向上を目指す。
・有利な販売方法を模索するための研修を行う。

（4）　地域農業の活性化

・新規就農者の確保・育成の取組を推進する。
・移動時間の削減や作業効率の向上に向け農地集約化検討会を実施し、地域における話合いを継続する。

（5）　地域内農地の利用方法の検討

・区画拡大、パイプライン化を検討し、圃場整備事業による作業効率の向上・高収益の実現を目指す。
・水田農業にかかる施策（水田活用の直接支払い交付金、畑地化促進事業等）を今後も活用していくにあたり、ブロックローテーションや畑作の本作化に向けて、地域が一体となった作付け計画を検討していく。

（6）　鳥獣被害防止対策の取組

・生態を学習する勉強会等を実施し、有効な対策を検討する。
・電気柵の導入や目撃・被害発生の情報の共有等に取り組む。

5　今後の地域の中心となる経営体の状況

（1）　経営体数

	個人・任意組合	法　人
① 認定農業者	5　人	3　法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 注)	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	4　人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

（2）　農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	281.46　ha	348.84　ha	80.68　%
今後	301.19　ha	348.84　ha	86.33　%